

JWF 管理委員会規則

(名称)

第 1 条 本委員会は、JWF 管理委員会と称する。

(目的)

第 2 条 本委員会は、西日本ワイズ基金 (Japan West y's men's Fund 以下「基金」という) の献金を推進し、管理・運用および、適切な基金支出についての判断を行うことを目的とする。

(位置)

第 3 条 本委員会は、定款施行細則第 15 条第 1 項に基づき設けられる。

(基金の用途)

第 4 条 基金は、ワイズ発展の重要プロジェクトおよび、緊急事態に対応するために活用される。

(構成)

第 5 条 本委員会は、理事及び 6 名の委員で構成される。この 6 名に付いては、理事以外の役員会議決権者をのぞくものとし、理事をのぞく委員により委員長を互選する。次期委員は区役員会において選出推薦され、次期理事が任命する。

2. 委員の選考にあたっては、地域性も考慮、して選出されることが望まれる。

(任期)

第 6 条 理事を除く委員の任期は 1 年とする。ただし、連続して 4 期までの再任を妨げない。

2. 期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(保管)

第 7 条 基金は、本委員会の委員長名義で区事務所に保管されるものとする。

(管理・運用)

第 8 条 基金の管理・運用は、確実な金融機関に預け入れ、安全かつ有利に保管する。

(支出)

第 9 条 基金の支出については、区役員会の 3 分の 2 以上の承認による決定によって検討を依頼された事項を審議し、全役員 3 分の 2 以上の決議を要する。

(付則)

第 10 条 この規則に定めのない事項は本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2001年 4 月 8 日	改正	2001年 7 月 1 日	施行	2003年 6 月 14 日	改正	2003年 7 月 1 日	施行
2004年 4 月 4 日	改正	2004年 4 月 5 日	施行	2005年 11 月 28 日	改正	2005年 11 月 28 日	施行
2014年 4 月 19 日	改正	2014年 7 月 1 日	施行	2016年 4 月 9 日	改正	2016年 7 月 1 日	施行
2017年 7 月 15 日	改正	2018年 7 月 1 日	施行	2022年 6 月 10 日	改正	2022年 7 月 1 日	施行
2022年 7 月 9 日	改正	2022年 7 月 9 日	施行				